業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年６月 10 日開催　（資産運用業協会)]

１．資産運用業協会の発足について

○　旧投資信託協会と旧日本投資顧問業協会が統合し、予定どおり 2026 年４月１日に新たに「資産運用業協会」が発足したことを歓迎する。資産運用業界が一つにまとまり、新たな協会としてスタートしたことは、資産運用立国の実現に向けた大きな前進と受け止めている。ようやく動き始めた「貯蓄から投資へ」の流れを着実に定着させていくためにも、業界一丸となって、よりよいサービスの提供に取り組んでいただきたい。

○　そのために、新協会においては、従来の自主規制機能の強化に加えて、政府への政策提言や自主規制規則の適切な見直しといった政策企画力の強化、業界の健全な発展やプレゼンス向上に向けた内外関係者との連携や対外発信の強化等、様々な機能を強化していくことが期待されている。こうした期待に応えていくために、従来の延長線上ではなく、新協会としてどうあるべきか、会長や各理事が中心となって、主体的に御検討いただき、業界の健全な発展を牽引する協会を作り上げていっていただきたい。

○　金融庁としては、協会の前向きな取組を全面的にサポートするとともに、資産運用立国の実現に向けて、ともに考え、行動するパートナーとして協会と緊密に連携していきたい。

２．金融戦略の検討状況について

○　政府では、「日本成長戦略」の取りまとめに向け、17 の戦略分野と金融を含む８つの分野横断的なテーマについて議論を行っている。

○　金融分野については、2026 年夏までに金融戦略を策定することとしており、「新戦略策定のための資産運用立国推進分科会」において 2026 年４月下旬に骨子案を示している。現在、自民党からの提言等も踏まえ、策定に向けた最終的な調整を進めている。

○　金融戦略のコンセプトは、これまでの「資産運用立国」の取組を更に発展させ、

・　企業には中長期的な企業価値の向上に向けた成長投資を促しつつ、

・　アセットオーナーの受益者や家計が、成長の果実を最大限享受できるようにする、

・　そのために、これらをつなぐ金融機関・市場による資金供給・成長支援機能の発揮を強力に促す環境整備を行っていく

ことで「強い経済」の実現に向けた成長投資を促進していくこと、そして、金融システムを支えるインフラが新たな技術に対応できるようにしていくこととしている。

○　具体的には、

①　17の戦略分野等への成長投資や事業再編・再構築を支えるための金融機関・市場の機能強化

（具体例：金融機関による資金供給・企業の成長支援機能の強化、多様な商品が取引される厚みある金融市場の実現、地域金融力の強化）

②　企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革

（具体例：コーポレートガバナンス改革）

③　経済成長の成果を最大限享受するための環境整備

（具体例：アセットオーナーの機能向上、資産運用サービスの高度化、家計の安定的な資産形成の促進）

④　金融システムを支えるインフラへの投資

（具体例：ブロックチェーンを活用した決済手段の実装・普及に向けた環境整備、AI脅威に対する金融分野でのサイバーセキュリティ対策強化）

という４つの軸で金融戦略を取りまとめていく予定である。

○　戦略策定後の実行フェーズでは、官民が緊密に連携して取り組むことが重要であると考えており、資産運用業界には、中心のプレーヤーとして、引き続き御協力をお願いしたい。

３．金融リテラシー調査の結果公表について

○　金融経済教育推進機構（J-FLEC）は2026年３月27日に金融リテラシー調査（2025年）の結果を公表した。

○　金融経済教育を受けたと認識している人の割合は、前回調査（2022年）の7.1%から、8.7%に増加した。

○　正誤問題の正答率は全体的に低下したが、金融経済教育を受けた人の正答率は前回から上昇した。

○　2028年度末までに、金融経済教育を受けたと認識している人の割合を20%まで引き上げるという政府目標の達成には、金融機関の取組を含め、更なる金融経済教育の推進が必要である。引き続き御協力をお願いしたい。

４．安定的な資産形成に向けた対応について

○　中東情勢における不確実性を背景に、金融市場のボラティリティが高まっている。

○　金融市場が大きく変動する中においても、顧客である個人投資家が長期・積立・分散投資の意義を十分に理解し、安心して資産形成に取り組むことができるよう、投資判断に必要な情報を適時に伝えるなど、顧客の不安を解消するような丁寧かつ積極的な情報発信をお願いしたい。

○　また、顧客からの照会や相談があった場合には、丁寧な対応をお願いしたい。

５．金融機関によるJ-FLEC講師派遣活用事例集の公表について

○　J-FLECは、2026年３月に金融機関によるJ-FLEC講師派遣の活用事例集を公表した。

６．Japan Weeks 2026について

○　2026年も、10月26日から30日をコアウィークとしてJapan Weeksを開催する予定であり、先月からイベントの登録受付を開始した。2026年10月26日に開催される予定の「資産運用業大会」も主要イベントとして認識しており、よろしくお願い申し上げる。

○　金融庁としては、資産運用立国実現に向けた取組の成果が着実に積み上がっていることを国内外に発信する機会としたい。会員運用会社におかれては、これまでの流れをより確実なものにするためにも、それぞれ国内外投資家の関心を高めるイベントの開催や参加を通じ、日本市場の魅力や資産運用業界の発展について積極的に情報発信していただくことを期待している。

７．証券監督者国際機構（IOSCO）年次総会の開催について

○　2026年５月11日から14日に、IOSCOの年次総会が開催された。当初、エジプトのシャルム・エル・シェイクでの対面開催が予定されていたが、中東

情勢を踏まえオンライン形式に変更された。総会会合に加えて、代表理事会や地域委員会等の各種会合も実施され、幅広い論点について議論が行われた。代表理事会においては、市場動向やリスク見通し、金融安定、AI やデジタル金融といった新たな技術のリスクと機会について議論が行われるとともに、幾つかの報告書等の公表が承認された。これらのうち資産運用業協会に関係が深いものとして、最終報告書「集団投資スキームの評価に関する勧告（改正版）」（※1）及び「資本市場における AI 利用に関する監督ツールキット」（※2）のポイントをそれぞれ御紹介する。

（※1）「集団投資スキームの評価に関する勧告（改正版）」（2026 年 6 月公表）
https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD824.pdf

（※2）「資本市場における AI 利用に関する監督ツールキット」（2026 年 5 月公表）
https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD823.pdf

○　最終報告書「集団投資スキームの評価に関する勧告（改正版）」は、近年のプライベートアセットを含む低流動性資産及び非流動性資産への投資の増加や集団投資スキーム（CIS）の評価におけるベストプラクティスの進展等を踏まえ、 過去 IOSCO が公表した二つの評価原則（※3）を統合し、改定するものである。本報告書では、記録保持に係る新しい勧告を提案するとともに、改定対象として、市場ストレス下におけるガバナンス、利益相反の管理、バックテスト、第三者評価サービスの利用、陳腐化した評価等の分野が挙げられている。

（※3）「ヘッジファンドのポートフォリオの評価に係る原則」（2007 年公表）
「集団投資スキームの評価に係る原則」（2013 年公表）。

○　2025 年 11 月に公表された市中協議文書からの主な変更点としては、勧告の対象に上場投資信託（ETF）が含まれた点が挙げられる。市中協議において ETF を対象に含めるべきか意見を募集したところ、多くの資産運用会社がこれを支持した。また、マネー・マーケット・ファンド（MMF）を勧告の対象外とすることに多くの同意意見が寄せられた。そのため、最終報告書は、オープンエンドファンド及び ETF を勧告の対象としつつ、それ以外のファンドをグッドプラクティスとして取り扱っている。

○　「資本市場における AI 利用に関する監督ツールキット」は、監督当局向けに AI に関連する考慮事項を提示し、効果的な監督の促進を目的として作

成されたものである。本ツールキットは、ガバナンス、リスク管理、アウトソーシング、開示、記録保存及び報告、並びに AI 利用のモニタリングの各分野における考慮事項や質問例など、監督上有用な情報を提供している。

○　金融商品やサービスにおける生成 AI の利用は、従来型の AI システムと比較してより高度な監督手法が求められている。生成 AI はその性質から回答の妥当性を検証することが困難となる場合があり、特有のリスクとしてハルシネーションや判断の偏向が挙げられる。ツールキットは、このようなリスクに対して投資助言等のサービス提供企業が適切な Human in the loop を導入しているか、といった監督上の考慮事項を記載している。IOSCO は、次の段階として、資本市場における AI システムの利用に関する情報開示、記録保存及び報告、ガバナンスに関する業界慣行のレビューに取り組む予定である。その土台として、本ツールキットは市場参加者等に向けた質問を含めている。日本の実情を今後の作業に適切に反映するべく、資産運用業協会においては、2026 年６月 26 日の意見提出期限までに積極的に御回答いただきたい。

○　なお、今回の年次総会において、金融庁の三好金融国際審議官が有泉前金融国際審議官に続き IOSCO 代表理事会の副議長に選出された。金融庁としては引き続き IOSCO での議論に積極的に貢献していく。

８．2026 年５月 G7 財務大臣・中央銀行総裁会議

○　2026 年５月 18、19 日に、フランス・パリにおいて G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。

・　まず、経済成長を支える安定的で強靱な金融セクターへの強いコミットメントが再確認された。

・　金融犯罪との闘いに対するグローバルな基準設定主体としての金融活動作業部会（FATF）の重要な役割が再確認されると共に、FATF 加盟国及びグローバルネットワークによる FATF 基準の効果的かつ適時の実施が求められた。

・　異常気象に関しては、地理的条件や保険の対象範囲などに応じ、国・地域ごとに異なり得る異常気象の経済・金融上の影響の評価に留意すると共に、頑健で粒度の細かいデータの入手可能性の確保、金融リテラシーの向

上、リスク予防への投資、保険会社に対するリスクベースの規制と監督の維持、民間市場の能力強化の支援の重要性が強調された。

・　ノンバンク金融仲介（NBFI）に関しては、資本配分を改善し、資金源を多様化させる一方で、潜在的な脆弱性をもたらし得ることが認識されたと共に、プライベートクレジットの生態系における業界の発展と潜在的なリスクには、継続的なモニタリングが求められることが示された。

・　サイバーセキュリティに関しては、サイバーリスクが進化を続け、世界の金融システムの強靭性に対する課題となっている中、共有された対応能力を更に強化し、金融セクターの備えを一層向上させるために、具体的な行動をとることにコミットされた。

○　今後は、2026 年６月 15 日から 17 日にフランス・エヴィアンにて G7 首脳会議が開催される。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

９.「AI ディスカッションペーパー（第 1.1 版）」の公表について

○　2026 年３月３日､｢AI ディスカッションペーパー｣の第 1.1 版を公表した。これは、2025 年６月から 12 月にかけて開催した「AI 官民フォーラム」での議論等を踏まえ、2025 年３月に公表した第 1.0 版にアップデートを加えたものである。

○　第 1.1 版では、「AI 官民フォーラム」で共有された知見等を参考とし、

・　AI を顧客向けサービスに活用する場合を念頭に、①設計と事前検証、②顧客への適切な説明・注意喚起、③検証・モニタリング、④ガバナンスの４つの局面に分け、それぞれの局面でのリスク低減に向けた取組事例を紹介しているほか、

・　AI の利活用を通じて､業務効率化や新たなビジネス創出を具体的な取組として進めるフェーズに移りつつあり、経営トップが先導して、着実に業務プロセスの改善を進めていくことが期待されること

などの追記を行っており、今後 AI の利活用を進める際の１つの参考としていただきたい。

○　今後も、各金融機関では、AI によるビジネスモデルの高度化すなわち「AI トランスフォーメーション」の取組も進んでいくと思うが、その際、リスク管

理や法規制等の関係で、御懸念などがあれば、遠慮なく御相談いただきたい。

10. ファンドモニタリング調査について

○　金融庁では、IOSCO からの要請や、金融庁としてのモニタリングの観点を踏まえて、一定規模以上のファンドに関するファンドモニタリング調査を実施している。2025 年 12 月末を基準日とする第３回調査については、2026 年３月末を期限として調査に御対応いただいた。現在、データの集計作業中であるが、調査結果については、IOSCO に提出するとともに、金融庁ウェブサイトでも概要を公開したい。また、本調査結果ついては、引き続きファンドの流動性リスク管理に係るモニタリングにも活用していく。

11. 投資運用業者及び投資助言・代理業者に対する行政処分について

○　2026 年４月以降、投資運用業者及び投資助言・代理業者４社に対して、行政処分を行っている。

（参考）

- やまびこ投資顧問株式会社（投資助言・代理業）及び株式会社バディキャピタル（投資助言・代理業）について、検査の結果、金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況などが認められたため、2026 年４月、関東財務局長は同社に対して、登録取消し及び業務改善命令（契約締結者との契約を適切に終了させる等）を実施
- 匠投資顧問株式会社（投資運用業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業）について、検査の結果、顧客のために忠実に投資運用業を行っていない状況などが認められたため、2026 年５月、関東財務局長は同社に対して、登録取消し及び業務改善命令（運用財産の顧客への返還に関する方針を策定・実施すること等）を実施
- 株式会社クロサイ（投資助言・代理業）について、検査の結果、顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況などが認められたため、2026 年６月、近畿財務局長は同社に対して、３か月の業務停止命令（新規契約の勧誘・締結）及び業務改善命令（再発防止策を策定・実施すること等）を実施

○　金融商品取引業者において、業務の根幹となる規定に違反する事案が生じている点については誠に遺憾であり、資産運用業協会においても、限られたマンパワーの中で、より実効性のある会員監査等を行うなど、会員の法令遵守体制の構築を進め、法令違反行為の発生防止に御協力いただきたい。

12. 価格転嫁・取引適正化対策に関する要請について

○　2026 年３月、足元の情勢等を踏まえ、価格転嫁・取引適正化の促進に向けた以下の要請を発出しており、いずれの趣旨・内容についてもその周知及び徹底をお願いしたい。

- 「価格転嫁・取引適正化対策に関する今後の取組について（要請）」（2026 年３月 18 日付）
- 「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮について」（2026 年３月 27 日付）

13. 2026 年２月 13 日付け金融活動作業部会（FATF）声明に係る要請について

○　2026 年２月 11 日から 13 日の間に開催された FATF 全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。

○　同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。

- イランの金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの支店等の設置拒否
- 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーによるイランにおける支店等の設置禁止
- イラン又はイランに所在する者との事業関係若しくは暗号資産取引を含む金融取引のリスクに応じた制限
- 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの新たなコルレス関係構築の禁止及び既存のコルレス関係のリスクに応じた見直しの実施

○　これを受け、2026 年４月 13 日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和８年２月 13 日付け FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を発出した。

○　同要請文においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

14. AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化について

○　いわゆる「フロンティア AI」は脆弱性の発見や高度な攻撃コードの生成に優れており、従来は発見が困難であった脆弱性が短期間に大量に発見され得ることに加え、脆弱性の発見から攻撃に至るまでの期間が大幅に短縮され得ることが指摘されている。さらに、スキルの低い攻撃者がフロンティア AI を悪用することで、高度なサイバー攻撃が増加することが懸念されている。

○　2026 年４月 24 日、金融担当大臣主催の下、日本銀行総裁、国家サイバー統括室（NCO）、３メガバンク及び日本取引所グループのトップを出席者とする「AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連携会議」を開催した。また、2026 年５月 14 日には、金融業界と IT 企業、政府・日本銀行等が、AI 技術の進展による脅威について共通の理解を持ち対応を検討するため、実務者レベルの作業部会を開催した。

○　さらに、2026 年５月 22 日に日本銀行と連名で金融機関等に対して、フロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について、経営トップを含めた経営層の直接関与の下で取り組むよう要請した。金融機関等においては、AI モデル開発企業の活動状況も踏まえ、迅速に対応を進めることが期待される。

（参考）公表 URL：https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260522-5/20260522.html

○　今後も、AI 技術は継続的に進展すると考えられるため、金融機関においては、従来型の対策の延長に止まることなく、攻撃者が AI を悪用することを前提に、防御の在り方そのものを見直す必要が生じている。具体的には、迅速な脆弱性情報の把握とパッチ適用、多層防御や監視・訓練の高度化等を進める必要がある。ただし、フロンティア AI の登場により従来の対策が全て無意味になるわけではなく、むしろこうした対応を効果的に行っていくための前提として、まずは基本的なサイバーセキュリティ対策を迅速かつ着実に実行していくことが不可欠となる。また、サイバー攻撃はあらゆる対策を講じても防ぎきれない可能性があることを前提に、事業継続計画（BCP）や緊急連絡体制を点検するとともに、サイバー攻撃の顕在化リスクが高まった場合

における対応策等に関する意思決定プロセスをあらかじめ明確化しておくことが重要である。経営陣のリーダーシップの下で対応方針を検討し、その実行に必要なリソース（予算・人員）の確保を含め、主体的な関与をお願いしたい。

15. マネー・ローンダリング（マネロン）等及び金融犯罪対策に係る最近の動向

○　マネロン等及び金融犯罪対策については、法令やガイドライン等の改正を含めて留意すべき点が多いため、直近の動向をまとめて御紹介する。

＜犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（対面の本人確認方法の見直し＞

○　2026 年３月６日に犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、対面で写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、対象書類を IC チップ付きのものに限定するとともに、当該 IC チップの情報の読み取りを必須とすること、また、それ以外の確認方法は原則として廃止されることが決まった。

○　2025 年６月の非対面での本人確認方法に係る改正と同様に、2027 年４月１日の施行となるため、各金融機関においては、システム対応等を着実に進めていただきたい。

＜マネロンガイドラインの改訂及び FAQ の公表について＞

○　マネロン等対策について、これまで、金融機関においては、マネロンガイドラインで対応が求められている事項について、2024 年３月末までに対応を完了させ、マネロン等リスク管理の基礎的な態勢を整備いただいた。

○　預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化や FATF 第５次審査のメソドロジー等、金融機関を取り巻く環境変化等を反映する形で、マネロンガイドライン及び FAQ を 2026 年３月に改訂し、公表した。

○　金融機関においては、改訂後のマネロンガイドライン及び FAQ も踏まえ、引き続き態勢の維持・高度化に取り組んでいただきたい。

＜有効性検証の事例集更新について＞

○　金融機関が変化するマネロン等リスクに対して態勢を維持・高度化する取組である「有効性検証」については、実施に当たり参考となる考え方や、金融機関における取組事例集を 2025 年３月に公表した。

○　公表から約１年が経過した中、金融機関における「有効性検証」の取組を更に促進するため、2026 年３月に、これまでに実施してきたモニタリング等で把握した預金取扱金融機関・暗号資産交換業者・資金移動業者等の事例を取組事例集に反映し、更新した。

○　金融機関においては、更新した事例集も参考に、引き続き「有効性検証」に取り組んでいただきたい。

（以　上）